

10月1日は浄化槽の日

昭和60年10月1日に「浄化槽法」が施行されたことを記念して、毎年10月1日は「浄化槽の日」となりました。
浄化槽の日をきっかけに、浄化槽について考えてみましょう。

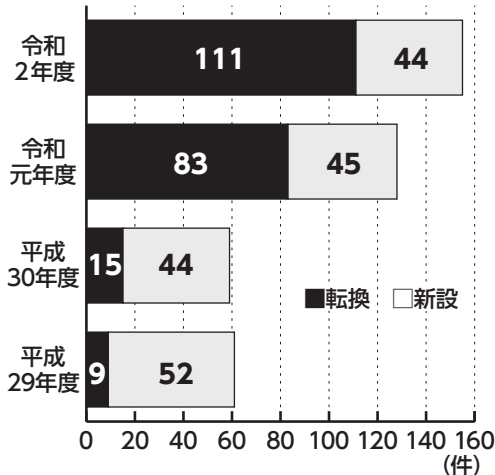
■合併処理浄化槽で川をきれいに

現在、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人が増えています。市の補助金申請件数は、本年8月時点で昨年度を上回る勢いです（下図参照）。合併処理浄化槽はトイレからの排水だけでなく台所や風呂・洗濯機などからの排水もきれいにできます。合併処理浄化槽への転換が、美しい川を取り戻すことに繋がるのです。

■単独処理浄化槽の転換

単独処理浄化槽では、台所や風呂、洗濯機からの排水は処理できません。そのため、平成13年に単独処理浄化槽の新設が法律で禁止されましたが、市内にはいまだ約3,000基の単独処理浄化槽が設置されています。浄化槽の耐用年数は概ね30年といわれていることから、合併処理浄化槽への転換に手厚い補助が受けられる今、転換を検討してはみてはいかがでしょうか。

■浄化槽補助金の申請件数 (8月31日現在)



■補助の対象と補助金額

ポイント 転換は、令和5年度までがお得です。

主な補助対象項目	新 設	転換		
		すべての建物用途		
建物用途	専用住宅	すべての建物用途		
人 槽	10人槽以下	すべての人槽		
本体工事		令和元～5年度	令和6～8年度	令和9・10年度
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管		[くみ取り便槽] 撤去：6万円、配管：14万円 [単独処理浄化槽] 撤去：9万円、配管：30万円		

浄化槽の相談窓口を延長します [毎週木曜日17時～19時]

一人でも多くの人から浄化槽設置に関する相談を受けられるよう、相談窓口の開設時間を延長します。通常の間時間帯では相談が困難な人など、どなたでも気軽に連絡してください。電話や窓口での相談のほか、訪問による相談の希望にも対応します。

問い合わせ
環境対策課
汚水処理対策室
(☎85-7160)